

八代市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表要領

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）の規定に基づき、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 発注の見通しに関する事項の公表

法第7条に規定する発注の見通しに関する事項の公表については、次のとおりとする。

1 対象工事

八代市（以下「市」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）で予定価格が130万円を超えると見込まれるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって秘密にする必要があるもの及び公表の時点で工事内容の確定ができないものを除く。

2 公表する事項

- （1）建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- （2）入札及び契約の方法
- （3）入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

3 公表の時期

原則として毎年度2回、次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を公表する。ただし、公表した事項に変更（軽微なものを除く。）があったときは、必要に応じて、変更後の発注見通しを公表するものとする。

- （1）4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく
- （2）10月1日

4 公表の方法

契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、くまもと県市町村電子入札システムの入札情報公開サービスシステム（以下「入札情報公開サービスシステム」という。）において公表するものとする。

5 公表の期間

当該年度の3月31日までとする。

第2 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

法第8条に規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表については、次のとおりとする。

1 競争入札参加者資格等の公表

（1）公表する事項

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格
- イ 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿
- ウ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

（2）公表の時期

競争入札参加者資格等を定め、又は作成した後速やかに公表する。

(3) 公表の方法

ア (1) のア及びウについては、契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、市のホームページにおいて公表する。

イ (1) のイについては、契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、入札情報公開サービスシステムにおいて公表する。

(4) 公表の期間

当該事項が有効な期間とする。

2 入札及び契約の内容等の公表

(1) 対象工事

市が発注する建設工事とする。ただし、予定価格が130万円以下のもので随意契約を行ったもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって秘密にする必要があるものを除く。

(2) 公表する事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

イ 一般競争入札を行った場合における次の事項

(ア) 事前審査型を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(イ) 事後審査型を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加する者に必要な資格の有無を確認した結果、資格がないと認めた者の商号又は名称及びその者に資格がないと認めた理由

ウ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称

エ 指名競争入札を行った場合における指名業者の選定の理由

オ 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

カ 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）

キ 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合における予定価格

ク 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

ケ 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けた場合における最低制限価格及び最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

コ 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

(ア) 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

- (イ) 自治令第167条の10の2第3項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準
- (ウ) 自治令第167条の10の2第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (エ) 自治令第167条の10の2第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

サ 次に掲げる契約の内容

- (ア) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (イ) 建設工事の名称、場所、種別及び概要
- (ウ) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (エ) 契約金額

シ 随意契約を行った場合における契約相手方を選定した理由

ス 契約金額の変更を伴う契約の変更をした際の、サの(ア)から(エ)までに掲げる事項及び変更の理由

(3) 公表の時期

- ア (2)のアについては、当該資格を定めた後速やかに公表する。
- イ (2)のイ、オ、カ、ク、ケ及びコについては、落札者の決定後速やかに公表する。
- ウ (2)のウについては、指名競争入札通知後速やかに公表する。
- エ (2)のエ、サ、シ及びスについては、契約の締結後速やかに公表する。
- オ (2)のキについては、一般競争入札を行った場合は公告後速やかに、指名競争入札を行った場合は指名競争入札通知後速やかに公表する。

(4) 公表の方法

契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、入札情報公開サービスシステムにおいて公表するものとする。

(5) 公表の期間

公告又は指名の通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

第3 入札監視委員会に関する事項の公表

八代市入札監視委員会設置要綱(平成17年告示第131号)に規定する公表事項は、次のとおりとする。

(1) 公表する事項

- ア 入札監視委員会委員の氏名及び職業
- イ 入札監視委員会の会議に係る議事概要
- ウ 入札監視委員会の意見具申内容
- エ 2次苦情申立てに係る意見書

(2) 公表の時期

- ア (1)のア及びイについては、会議の終了後速やかに公表する。
- イ (1)のウについては、意見具申後速やかに公表する。

ウ (1) のエについては、作成後速やかに公表する。

(3) 公表の方法

契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(4) 公表の期間

当該公表をした日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

第4 指名停止措置の内容の公表

指名停止措置の内容の公表については、次のとおりとする。

(1) 公表する事項

指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止期間及び指名停止の理由

(2) 公表の時期

指名停止措置を行った後速やかに公表する。

(3) 公表の方法

契約検査課において閲覧方式により公表するとともに、入札情報公開サービスシステムにおいて公表するものとする。

(4) 公表の期間

当該公表をした日から当該指名停止の期間の終期までとする。

第5 閲覧及び公表に使用する様式

閲覧及び公表に使用する様式については、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八代市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表要領の規定は、この要領の施行日以後に指名をする者について適用し、同日前に指名をする者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八代市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表要領の規定は、この要領の施行日以後に指名をする者について適用し、同日前に指名をする者については、なお従前の例による。